

鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成20年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成21年11月9日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	135	135	135	0
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	36	16
警 察 本 部	10	10	6	4
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(208) 207	(208) 207	(188) 187	(20) 20

注1 機関の数は、総合事務所の各局を1機関とし、農林総合研究所の企画総務部及び各試験場を1機関としている。

2 合計欄の()は前年度の数である。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山本 光範
同 米田 由起枝
同 伊木 隆司

- 同 山根 真知子
- 同 伊藤 保 (平成21年6月29日まで)
- 同 稲田 寿久 (平成21年6月29日まで)
- 同 内田 博長 (平成21年6月30日から)
- 同 山田 幸夫 (平成21年6月30日から)

なお、地方自治法第199条の2(監査執行上の除斥)の規定により、監査委員 内田博長及び山田幸夫は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なものを指摘事項とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

監査処置基準(抜粋)

指 摘	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを注意事項として、該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

支出負担行為の遅延、支出金額の誤り、支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

予定価格の未記載、入札手続等の不備、契約締結事務の遅延、契約書の内容不備、変更契約の不適正その他の契約事務手続の不適正

エ 補助金等事務

交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

オ 工事の執行事務

工事の執行に係る事務処理の不適正(応援検査員の未指名等)

カ 財産管理事務

金券類の管理事務手続の漏れ、公有財産台帳(票)の未整備、物品保管主任の任命漏れ、行政財産の使用許可の遅延その他の財産管理事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 防災局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 チ ー ム	平成21年7月28日	実 地 監 査
危 機 管 理 チ ー ム	"	"
消 防 チ ー ム	"	"
消防防災航空センター	平成21年4月15日	"
消 防 学 校	平成21年5月14日	"

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成21年8月25日	実地監査
政策法務室	平成21年8月6日	〃
県民室	平成21年8月5日	〃
財政課	平成21年8月6日	〃
税務課	平成21年8月18日	〃
人事・評価室	〃	〃
給与室	平成21年8月5日	〃
業務効率化室	平成21年8月6日	〃
財源確保室	平成21年8月26日	〃
自治研修所	平成21年6月10日	〃
福利厚生室	平成21年7月28日	〃
人権推進課	〃	〃
同和対策課	〃	〃
指導管理課	平成21年8月18日	〃
集中業務課	〃	〃
東京本部	平成21年4月22日	〃
関西本部	平成21年4月23日	〃
名古屋本部	平成21年4月22日	〃
公文書館	平成21年3月18日	〃
男女共同参画センター	平成21年3月19日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

用品調達等集中管理事業特別会計の集中管理事業収入（非常勤職員等の人件費）について、一般会計からの振替収納の確認を行っていなかった。（集中業務課）

ウ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
政策企画課	平成21年8月25日	実地監査
次世代改革室	〃	〃
統計課	平成21年7月28日	〃
協働連携推進課	〃	〃
広報課	平成21年8月18日	〃
青少年・文教課	平成21年7月28日	〃
男女共同参画推進課	〃	〃
自治振興課	平成21年8月5日	〃
移住定住促進課	〃	〃
情報政策課	平成21年8月18日	〃

交通政策課	平成21年8月5日	〃
男女共同参画センター(再掲)	平成21年3月19日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

衆議院議員選挙を想定した事前準備の経費について、予算措置をしないまま、海区漁業調整委員会委員選挙費の費目から執行していた。(自治振興課)

庁内LANパソコンの使用料について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への公金振替の手続を行っていなかった。(情報政策課)

エ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成21年8月26日	実地監査
交流推進課	平成21年8月5日	〃
観光政策課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成21年8月25日	実地監査
障害福祉課	平成21年8月5日	〃
長寿社会課	平成21年8月19日	〃
子育て支援総室	〃	〃
医療政策課	平成21年8月5日	〃
医療指導課	〃	〃
健康政策課	〃	〃
皆成学園	平成21年4月16日	〃
総合療育センター	平成21年4月15日	〃
鳥取療育園	〃	〃
中部療育園	平成21年4月16日	〃
福祉相談センター	平成21年5月13日	〃
倉吉児童相談所	平成21年4月16日	〃
米子児童相談所	平成21年4月15日	〃
喜多原学園	平成21年4月16日	〃
保育専門学院	〃	〃
鳥取看護専門学校	平成21年5月13日	〃
倉吉総合看護専門学校	平成21年4月16日	〃
精神保健福祉センター	平成21年5月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県認知症予防の町事業に関する業務委託契約について、契約締結の事務手続が大幅に遅延していた。（長寿社会課）

児童福祉費負担金について、調定が大幅に遅延しているものがあった。（米子児童相談所）

職員等駐車場に係る行政財産の目的外使用許可について、減免の要件に該当しない事案に対して減免しているものがあった。（喜多原学園）

カ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成21年8月25日	実地監査
水・大気環境課	平成21年8月19日	〃
衛生環境研究所	平成21年6月19日	〃
循環型社会推進課	平成21年7月28日	〃
くらしの安心推進課	平成21年8月5日	〃
消費生活センター	平成21年6月4日	〃
景観まちづくり課	平成21年7月28日	〃
公園自然課	〃	〃
住宅政策課	平成21年8月19日	〃
食肉衛生検査所	平成21年5月14日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、入居者が退去し損害賠償額が確定したにもかかわらず、調定を行っていないものがあった。（住宅政策課）

雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、調定が大幅に遅延していた。（住宅政策課）

キ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
経済・雇用政策総室	平成21年8月26日	実地監査
産業振興戦略総室	〃	〃
市場開拓室	平成21年8月18日	〃
食のみやこ推進室	〃	〃
境港水産事務所	平成21年5月14日	〃
倉吉高等技術専門校	平成21年5月13日	〃
米子高等技術専門校	平成21年5月14日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

バイオ関連産業集積促進事業に係る調査業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかった。（産業振興戦略総室）

行政財産使用料（入居団体の事務室等使用料）について、調定額に誤りがあった。（倉吉高等技術専門校）

ク 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農政課	平成21年8月25日	実地監査
農業大学校	平成21年6月3日	〃
経営支援課	平成21年8月5日	〃
生産振興課	〃	〃
畜産課	平成21年8月18日	〃
耕地課	平成21年8月19日	〃
林政課	平成21年8月6日	〃
森林保全課	〃	〃
農林総合研究所		
企画総務部	平成21年6月5日	〃
農業試験場	平成21年6月4日	〃
園芸試験場	平成21年6月5日	〃
畜産試験場	平成21年6月4日	〃
中小家畜試験場	平成21年6月5日	〃
林業試験場	平成21年6月4日	〃
水産課・ とっとり賀露かっこ館	平成21年8月25日	〃
市場開拓室(再掲)	平成21年8月18日	〃
食のみやこ推進室(再掲)	〃	〃
鳥取二十世紀梨記念館	平成21年3月19日	〃
病虫害防除所	平成21年6月4日	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成21年3月18日	〃
倉吉家畜保健衛生所	平成21年3月19日	〃
西部家畜保健衛生所	平成21年4月16日	〃
境港水産事務所(再掲)	平成21年5月14日	〃
水産試験場	〃	〃
栽培漁業センター	平成21年5月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

非常勤職員等の人件費について、一般会計から用品調達等集中管理事業特別会計への支出事務手続(公金振替)を行っていないかった。(農林総合研究所企画総務部)

木材利用研究室に関する共同研究契約について、契約締結が大幅に遅延していた。(農林総合研究所林業試験場)

ケ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成21年8月26日	実地監査
技術企画課	平成21年8月6日	〃
道路企画課	平成21年8月19日	〃
道路建設課	〃	〃
河川課	平成21年8月18日	〃

治山砂防課	平成21年8月6日	〃
空港港湾課	平成21年8月19日	〃
鳥取空港管理事務所	平成21年4月15日	〃
鳥取港湾事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

農林水産業使用料（漁港施設使用料）、土木使用料（港湾占用料）、港湾施設使用料及び財産貸付収入について、調定が大幅に遅延しているものがあつた。（鳥取港湾事務所）

コ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
行政監察室	平成21年8月18日	実地監査
公益法人・団体指導室	〃	〃
建設事業評価室	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
東部総合事務所		
県民局	平成21年6月18日	実地監査
県税局	〃	〃
福祉保健局	平成21年6月10日	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成21年7月14日	〃
県土整備局	〃	〃
八頭総合事務所		
県民局	平成21年6月18日	〃
農林局	平成21年7月15日	〃
県土整備局	〃	〃
中部総合事務所		
県民局	平成21年6月3日	〃
県税局	平成21年6月2日	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	平成21年6月3日	〃
農林局	平成21年7月14日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
県民局	平成21年6月5日	〃
県税局	平成21年7月15日	〃
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃

	農 林 局	平成21年7月14日	〃
	県土整備局	〃	〃
日野総合事務所	県 民 局	平成21年6月4日	〃
	福 祉 保 健 局	〃	〃
	農 林 局	平成21年7月13日	〃
	県土整備局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

行政財産使用料（電柱敷等の使用料）について、調定が大幅に遅延しているものがあった。

（東部総合事務所生活環境局）

狐川自然環境再生支援事業補助金について、予算措置をしないまま補助事業の執行を容認していた。（東部総合事務所県土整備局）

根安春米（春米工区）林道開設工事に係る立木の損失補償について、県が別途集材作業を実施しているにもかかわらず、補償金に立木の集材費を含めて支出していた。（八頭総合事務所農林局）

広留野3期農免農道改良工事（P1橋脚工）（農免）に係る請負契約について、変更契約額の算定を誤ったことにより工事請負費を過大に支出していた。（八頭総合事務所県土整備局）

農林水産業使用料（漁港施設使用料）について、調定が大幅に遅延していた。（中部総合事務所県土整備局）

天神川流域下水道事業汚泥焼却灰処分業務委託契約について、予定価格を決定しておらず、また、予定価格調書を作成していなかった。（中部総合事務所県土整備局）

行政財産使用料（入居団体の事務室等使用料）について、調定額に誤りがあった。（日野総合事務所県民局）

シ 出納局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
出 納 局	平成21年7月28日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局 本 局	平成21年7月7日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	〃	〃
西 部 事 務 所	平成21年7月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

行政財産（風力発電施設）の目的外使用許可に係る雑収益（電気代）について、調定を行っていなかった。（企業局本局）

期末手当（平成20年6月分）に係る所得税の納付遅延により、納付する必要のない不納付加算

税及び延滞税を納付していた。(企業局本局)

セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局 総 務 課	平成21年7月7日	実 地 監 査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成21年8月26日	実 地 監 査
福 利 室	平成21年8月6日	〃
教 育 環 境 課	平成21年8月18日	〃
小 中 学 校 課	平成21年8月6日	〃
特 別 支 援 教 育 課	〃	〃
教 育 セ ン タ ー	平成21年6月18日	〃
高 等 学 校 課	平成21年8月6日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	〃	〃
図 書 館	平成21年6月2日	〃
人 権 教 育 課	平成21年8月6日	〃
文 化 財 課	平成21年8月19日	〃
博 物 館	平成21年6月10日	〃
体 育 保 健 課	平成21年8月18日	〃
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	平成21年6月2日	〃
東 部 教 育 局	平成21年3月18日	〃
中 部 教 育 局	平成21年3月19日	〃
西 部 教 育 局	平成21年5月14日	〃
船 上 山 少 年 自 然 の 家	平成21年4月16日	〃
大 山 青 年 の 家	平成21年5月14日	〃
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	平成21年3月18日	〃
妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所	平成21年4月16日	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	平成21年5月13日	〃
鳥 取 西 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 商 業 高 等 学 校	平成21年7月13日	書 面 監 査
鳥 取 工 業 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	〃	〃
青 谷 高 等 学 校	平成21年6月19日	実 地 監 査
岩 美 高 等 学 校	平成21年5月13日	〃
八 頭 高 等 学 校	平成21年7月23日	書 面 監 査
智 頭 農 林 高 等 学 校	〃	〃
倉 吉 東 高 等 学 校	平成21年7月16日	〃

倉吉西高等学校	平成21年6月19日	実地監査
倉吉農業高等学校	平成21年7月16日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	平成21年6月19日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	平成21年5月13日	〃
米子東高等学校	平成21年7月17日	書面監査
米子西高等学校	平成21年5月14日	実地監査
米子高等学校	平成21年6月18日	〃
米子南高等学校	平成21年5月14日	〃
米子工業高等学校	〃	〃
米子白鳳高等学校	平成21年7月22日	書面監査
境高等学校	〃	〃
境港総合技術高等学校	〃	〃
日野高等学校	平成21年7月17日	〃
鳥取盲学校	平成21年5月13日	実地監査
鳥取 ^{ろう} 聾学校	平成21年7月17日	書面監査
鳥取養護学校	平成21年5月13日	実地監査
白兔養護学校	平成21年7月17日	書面監査
倉吉養護学校	平成21年6月3日	実地監査
皆生養護学校	平成21年8月6日	書面監査
米子養護学校	平成21年6月18日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

金券類（郵便切手）について、現物の残高と金券類受払簿の残高に不突合があった。（文化財課）

授業料について、年度中途に減免認定した7名分の減額調定を行っていないかった。（鳥取西高等学校）

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成21年8月26日	実地監査
鳥取警察署	平成21年5月13日	〃
郡家警察署	平成21年4月15日	〃
智頭警察署	平成21年8月17日	書面監査
浜村警察署	平成21年4月15日	実地監査
倉吉警察署	平成21年8月17日	書面監査
八橋警察署	〃	〃
米子警察署	平成21年5月14日	実地監査
境港警察署	〃	〃
黒坂警察署	平成21年8月17日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

雑入（施設入居者からの清掃委託に係る実費相当額）について、調定を行っていなかった。

（警察本部）

チ 委員会等

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成21年8月25日	実地監査
人事委員会事務局	平成21年8月5日	〃
労働委員会事務局	平成21年7月28日	〃

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ツ 県議会事務局

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成21年8月19日	実地監査

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

政務調査費に係る交付金について、交付額に誤りがあった。（県議会事務局）

第2 監査意見

1 防災局

（1） 県民への必要な防災情報の提供について（防災チーム）

近年、台風、地震、大雨等による局地的な災害が発生し、大きな被害が生じている。

最近では、7月21日の大雨により山口県防府市の特別養護老人ホームなどが土石流による被害を受け、8月9日の台風第9号では、兵庫県佐用町で佐用川がはん濫するなど甚大な被害が発生した。本県では人的な被害はなかったが、県民の災害に対する不安及び関心は高くなっている。

県民の災害に対する不安及び関心に応えるためには、県は市町村と連携して防災対策を講じるとともに、日頃から必要な防災情報について県民への周知を図り、災害時の県民自身の行動を十分認識していただく必要がある。

また、市町村において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づくハザードマップの作成が進められているところであるが、約半数の市町において作成されておらず、十分とは言えない。

については、市町村と連携して、日頃から県民に必要な防災情報の周知を図るとともに、関係部局とも連携してハザードマップの作成促進及び周知徹底を図られたい。

（2） 消防学校の寮室の改善について（消防チーム及び消防学校）

消防学校は、昭和58年開校以来26年が経過しており、寮室は定員32名（4人部屋×8室）である。

消防学校では、平成26年度をピークに、消防職員の大量退職に伴う初任消防職員の消防学校への入校者の増が見込まれているが、現在の寮室の定員では十分に対応できない状況である。

このため、平成20年10月から「鳥取県の消防学校のあり方検討会」を設置し、消防学校のソフト・ハード両面における必要な機能の整備について検討が行われている。

この検討会の中で、寮室についてもプライバシー保護等のための個室化や、女性入校者用の寮室の整備等が検討されているが、現状の全く仕切りのない畳の部屋でのプライバシーの保てない環境の改善は急務となっている。

については、寮室の問題は消防学校のあり方と密接に関わる問題ではあるが、特に女性のプライバシー保

護のための寮室の改善は急務であり、早急に対策を講じられたい。

2 総務部

(1) 補助金等に関する事務の適正化について（財政課）

平成20年度決算に係る定期監査においては、補助金等に係る事務の処理状況を重点事項として監査を実施した。

この結果、交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定が遅延しているもの、内容の誤った実績報告書を受理しているもの、補助事業の変更承認手続を行っていないもの等の不適正事案が数多く見受けられた。

また、補助金交付要綱において、交付申請の期限や実績報告の期限を必要以上に早期に設定したり、不必要と思われる変更承認申請の基準を規定する等、補助金交付要綱の内容が実態に即していないと思われるものもあり、結果として不適正となった例も見受けられた。

補助金事務に関する不適正事案については、本来、補助金等を所管する各機関が適正に事務処理を行うことが不可欠であるが、近年の不適正事案の増加という現状を踏まえ、補助金等の事務処理が適正に実施されるよう、全庁的に徹底する必要があると考える。

については、補助金等に係る事務処理の現状を確認するとともに、適正な事務処理の実施や実態に即した補助金交付要綱の見直しを徹底し、事務の簡素化にも配慮した上で、補助金等の事務の適正化を図られたい。

(2) 債権回収のための基準の整備について（財源確保室）

平成20年度決算の税外収入の収入未済額は、約31億8,500万円で、前年度に比べ約1億4,480万円減少しているものの、様々な要因により収入未済が発生している。財源の確保及び負担の公平性の観点からも速やかに縮減されるべきものである。

現在、債権回収会社又は弁護士事務所へ債権回収業務を委託するなどの取組が進められているが、債権回収会社への債権回収委託や法的措置による強制執行の実施についての基準が整備されていないなど、債権回収の考え方が必ずしも明確となっていない。

この状況では、債権回収の経済合理性が確保されているか検証できないだけでなく、強制執行等を講じられる者とそうでない者との取扱いが不明確になり、公平性が担保できない。

については、収入未済額を一層縮減するため、各部局と連携し、収入未済の内容に応じて、債権回収のための基準の整備を検討されたい。

3 総務部及び会計管理者共通

会計事務処理に係る実施体制の検証と改善方策について（業務効率化室及び指導管理課（会計指導課））

近年、会計事務処理に係る不適正事案が増加の傾向にあり、中でも契約事務に係る不適正事案は依然として大きな割合を占めている。

この原因の一つは、庶務事務の一元化や職員の削減等によりこれまで契約事務に携わることがなかった技術職員が契約事務等に携わることとされたことにあると思われる。

また、収納した現金を遠方にある機関の出納員に引き継ぐために、現金を分任出納員以外の職員が取り扱った不適正事案が見受けられたが、組織の変更に併せて、業務の進め方を見直すことも必要であると思われる。

については、現状の会計事務の状況やその実施体制について検証するとともに、適切な職員体制や事務処理が適正かつ効率的に実施できる体制等の改善方策を検討されたい。

4 農林水産部

(1) チャレンジプラン支援事業に係る実施体制について（農政課及び各総合事務所農林局）

意欲ある農業者等が行う創意工夫を活かした取組プランの実現を支援し、地域農業の振興、活性化を図ることを目的に、平成16年度からチャレンジプラン支援事業を実施している。

この事業に、県内の各地域のやる気や意欲のある農業者等が取り組み、一定の成果を上げているが、優良事例を発表会で紹介したり、事業実施後の5年間は目標達成状況の報告を義務付けているものの、地域

によっては、プランに掲げた目標の達成状況の評価がなされておらず、また、プランの達成率等が低い者への支援体制が不十分な点が見受けられた。

プランの達成は、一義的には自己責任であるが、多額の補助金を交付していることに加え、この事業の目的を達成し、地域農業の振興、活性化を図るためには、達成状況が不十分な者に対してフォローアップを行い、地域農業の成功例を増やしていくことが必要と考える。

については、プランの達成状況を評価する仕組みをつくり、成功事例を積極的に周知するとともに、達成状況が不十分な事例については、その原因を究明し、関係機関が連携して支援する体制を整備する等、地域農業の振興等に資する方策を検討されたい。

(2) 和牛肉の消費拡大について（畜産課）

平成19年に開催された第9回全国和牛能力共進会を契機に、県産の和牛肉の消費拡大を目指した取組等が行われているが、現在のところ十分な成果が現れていない。

また、生産者及び関係者を中心としたイベント等も実施されているが、一般消費者の消費拡大を促すことに結びついていないと思われる。

畜産試験場では、高品質の和牛を生産するための試験は十分に行っているが、一方で、一般消費者に手の届く価格になるような努力や、畜産農家が自立するための量産技術の確立に向けての取組は、不十分であると思われる。

全国和牛能力共進会の開催により、県民に県産和牛肉の存在感をアピールできた成果を活用するとともに、低コスト和牛肉の生産体制を構築する等、県民の和牛肉の消費拡大に向けた取組を進めていくことも必要と考える。

については、県民や消費者の志向を十分に調査し、和牛肉の消費拡大策を講じる等、効果的な和牛振興に取り組まされたい。

5 県土整備部

電子入札の対象となる建設業者への周知について（県土総務課）

電子入札による入札手続は、手続の透明性の確保、建設業者のコスト縮減、事務の効率化等を図るため、平成17年度から原則として予定価格が6千万円以上の公募型の指名競争入札による工事を対象としてインターネットによる電子入札を導入した。

さらに、平成18年度以降、電子入札の対象となる工事の予定価格を引き下げる改正を順次行い、平成22年度には予定価格を250万円以上に引き下げる改正をし、対象範囲を拡大することが予定されている。

このような電子入札の対象となる工事の予定価格の引き下げにより、県の公共工事の電子入札に参加する建設業者の範囲が拡大し、規模の小さな建設業者も電子入札制度に対応する必要性が生じるが、これらの規模の小さな建設業者の中には新しい入札制度への対応が難しいものもあると思われる。

については、新たに電子入札の導入により対応が必要となる規模の小さな建設業者に対し、インターネットによる電子入札の手続等の周知を十分に図るとともに、日々実施されている入札事務に支障が生じないよう十分な対応に努められたい。

6 会計管理者

適正な会計事務処理等の実施について（指導管理課（会計指導課）及び集中業務課）

平成20年度決算に係る定期監査では、委託契約について障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者を追加して指名競争入札や見積依頼を行っていない状況が見受けられた。

また、多くの機関で資金前渡口座等に発生した預金利息の調定が遅延している状況が見受けられたが、各機関では収納については認識しているものの、利息発生の確認が適期に行われていないと思われる。

については、委託契約等に係る障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置について、再度通知するとともに、預金利息の調定について口座に利息が発生する時期（2月、8月）に、通知等により注意を喚起されたい。

次に、委託契約について、年度当初に行うべき事務手続が適期に行われていない状況が見受けられた。また、出納員の引継ぎが適期に行われていない状況や物品保管主任等の任命が行われていない状況又は任命が

適期に行われていない状況も見受けられた。

については、委託契約について、翌年度の事前準備が必要なものについて、事務手続が遅延しないよう注意喚起を行うとともに、年度当初等の異動時期の前に各機関に周知文書を発して、出納員や物品保管主任等の引継ぎや任命状況を確認されたい。

7 教育委員会

(1) 県立学校裁量予算事業の効果的な実施について（教育環境課及び高等学校課）

県立学校裁量予算事業は、学校長が独自性を発揮した学校運営ができるように、予算執行に関して学校長の裁量権を拡大して学校の自立度を高め、より特色のある学校づくりを進めるために平成18年度から導入された鳥取県の独自の事業である。

本事業により、各学校では、必要に応じた節間流用及び学校運営費の節減により生じた執行残額の翌年度繰越が可能となり、各学校の判断で様々な事業を実施することができるとともに、校内の問題解決にも迅速に対応することが可能となっている。

しかし、すべての学校で、本来の目的である特色ある学校づくりに役立っているかは疑問である。

については、本事業の実施により、学校の自立度を高め、生徒の状況に応じた特色ある学校づくりができるよう、より効果的な活用方法を検討されたい。

(2) 県立学校における職員駐車場の使用料の減免について（教育環境課）

県立学校の職員駐車場の使用料の減免の取扱いについては、従来は「職員等の県有施設敷地内駐車に関する取扱要領」により、自家用車による出張が業務上又は職務上日常的に必要となる場合に2分の1の減免を行っていた。

減免については、実態が日常的に必要なというにはあまりにも少ないと思われること、また、学校間あるいは職員間で適用が異なっている状況があったことから、平成18年度の行政監査において、減免規定の見直しについて意見を述べたところである。

このたび、上記の意見も踏まえ、「公有財産事務取扱要領」が制定されるとともに、教育財産については、「鳥取県教育財産事務取扱要領」が制定され、減免の取扱基準が明確に規定され平成21年8月1日から施行されたところである。

しかし、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準は、公有財産事務取扱要領の減免基準に比べて緩やかで、教職員が教育財産を使用する場合とそれ以外の公有財産を他の県職員が使用する場合とでは著しい不均衡を生じていると考えられる。

については、教職員の使用の実態を踏まえ上で、公有財産事務取扱要領との均衡を考慮し、鳥取県教育財産事務取扱要領に規定する減免基準について再検討をされたい。

(3) 埋蔵文化財センターの展示物等の地震対策及び県民への周知について（文化財課及び埋蔵文化財センター）

埋蔵文化財センターでは、遺跡等で発掘した貴重な埋蔵品を展示し、及び収蔵しているにもかかわらず、地震対策が講じられていない。

また、常設展示及び発掘現場の一般公開をはじめとして、ショッピングセンター等での速報展、シンポジウム、出前講座等の一般県民を対象とした様々な取組を行っているが、当該センター自体が県民に十分認識されていないと思われる。

については、展示物や収蔵物の地震対策を講じるとともに、休日等にセンターの開館や発掘現場の公開を行う等、埋蔵文化財センターの活動を広く県民に紹介する方策を検討されたい。

(4) 美術普及プログラム「毎週土曜はアートの日!」（サタデーアートフィーバー）の広報・宣伝について（博物館）

美術普及プログラムとして、平成20年度から年間を通じて毎週土曜日に講演会、シアター、ワークショップ等を開催している。この取組は、美術の普及を待ちから攻めの姿勢に転じて取り組む画期的な試みと思われる。

しかし、好評なプログラムがあった一方で、参加者が極端に少ないものもあり、開催目的が十分に発揮

されていない面もあると思われる。

ついては、美術普及プログラム「毎週土曜はアートの日！」について、より一層県民に周知され、参加者が増加するよう、広報・宣伝の実施方法等について検討されたい。